

瀬戸市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第14号

瀬戸市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育所条例施行規則（平成27年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
保育所名	定員	保育所名	定員
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
幡山南保育園	<u>90人</u>	幡山南保育園	<u>80人</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
八幡保育園	<u>80人</u>	八幡保育園	<u>70人</u>
備考 <省略>		備考 <省略>	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。